

国際応用動物行動学会派遣等基金の運用に関する申し合わせ

動物の行動と管理学会は、第 49 回国際応用動物行動学会組織委員会との間に締結された基金利用の主旨に従い、本基金を国際応用動物行動学会（以下、ISAE）への参加助成として利用するため、以下の申し合わせを定める。

- (1) 助成は年間 10 万円、2 名程度とし、助成金の上限は 1 名あたり 5 万円とする。
- (2) 本基金による助成は、学会発表者として ISAE へ参加する者のうち以下の(3)から(7)の手続きにより選考された者、および別に定める国際学会参加助成制度により ISAE への参加助成を認められた者、に対して行う。
- (3) 参加助成を希望する者(申請者)は、所定の用紙に必要事項を記載し、学会長宛に期日までに提出する。
- (4) 申請者は、動物の行動と管理学会の学生会員でなければならない。また過去にこの基金により助成を受けたものは申請できない。なお推薦者は、動物の行動と管理学会会員であることが望ましい。
- (5) 助成金交付者の選考にあたり、会長は動物の行動と管理学会・優秀発表賞等選考委員会よりより申請者あるいは推薦者でない 3 名の選考委員を指名し、選考委員会を組織する。
- (6) 会長は選考委員会の委員長となり、申請者の中から助成金交付者を決定する。選考過程は、原則として公開されるものとする。
- (7) 選考にあたっての優先順位は以下のようにする。
 1. Applied Animal Behaviour Science または Animal Behaviour and Management に論文を投稿中、修正中または受理済み
 2. ISAE の口頭発表として受理されている
 3. 本学会の研究発表会で優秀発表賞を受賞している
 4. 本学会の研究発表会において研究発表を行ったことのある者
- (8) 助成金の交付を受けた者は、参加した学会の様子を動物の行動と管理学会 NEWS LETTER で報告する。本義務が履行されない場合は、推薦者とも協議し、一定の猶予期間を設けた後、交付された助成金を学会へ返還する。